# 西東京市立保谷中学校「親父の会」設置要綱

### 第1条 名称

この会の名称を「西東京市立保谷中学校親父の会」と称する 以下(親父の会という)

### 第2条 設置目的

本校の生徒の実態や学校教育の取り組みが家庭や地域社会に理解され、かつ、学校運営に「親父の会」の意向を反映させるとともに親睦を図る

学校が地域に根ざして、より一層発展するために協力・支援を得、開かれた学校 運営に資する

### 第3条 構成員

本会は、学校教職員、PTA会員、旧PTA会員および主旨に賛同される方をもって構成される

#### 第4条 役員・会員の任期

本会の役員は、会長1名、副会長2名から3名を選出し、校長が承認する 役員の任期は、1年とする。(4月1日~3月31日) 会員の任期は、個々の希望年の任期とする

### 第5条 親父の会の開催

原則として年1回以上定期総会を開く また、必要に応じて親睦会や勉強会を開くものとする

## 第6条 活動内容

- ア 学校の運営方針や教育活動の充実への理解及び協力に関すること
- イ 学校・家庭・地域社会の連携の在り方に関すること
- ウ 生徒の健全育成への協力と助言に関すること
- エ 会員の教養や親睦を深めることに関すること
- オ その他、本会の目的を達成するために必要とすること

### 第7条 事務局

事務局は、西東京市立保谷中学校内に置く 事務局長は、保谷中学校副校長とし、校長が指名する事務局員を置く

### 第8条 その他

この要綱は、1年毎の更新とする

### 付 則

この要項は、平成22年5月20日から施行する